令和7年度版　空き家バンク登録に関する

知ってトクする補助制度

等のご紹介

この度は、北広島町空き家情報バンクへの登録をご検討いただきありがとうございます。
「登録するのはいいけれど、実際に成約に結び付けるためにはどうすれば良いんだろう？」
そんな疑問や心配にお答えします。

1.人気のある物件や、成約しやすい条件・地域ってあるの？

物件や地域によって決まりやすい・決まりにくいという傾向はあまりありません。
少し古くて場所も不便であれば価格を低く設定するなど、**条件に見合った価格設定が重要**です。
契約条件は売買よりも賃貸の方が決まりやすい傾向にありますが、賃貸の場合は生活に必要な最低限の設備（電気や給湯・排水機など）に関しては、所有者様で修繕などを行う必要があります。（光熱費などは入居者様負担です）
また、売買・賃貸ともに、家具家財が未処分の状態だと、案内時の印象があまり良くなく、決まりにくい傾向にあります。

2.家具や家財を処分したいけど、費用がかかる…

空き家情報バンクへ登録していただければ、**家具・家財の撤去費用に対する補助制度**が利用できます。補助額は処分費の50%（上限8万円）です。
制度利用される場合は、**撤去前に手続が必要**なので、事前にご相談・申請いただき、申請後に撤去を開始してください。
また、売買で登録される場合は、家具・家財をそのまま現状渡しでも可能です。
購入者様に処分をお願いする代わりに、価格を低く設定するなどの配慮が必要です。

3.登録した物件を、実際にどんな人が利用するのか心配…

空き家情報バンクへ登録された物件を利用したいという方がいらっしゃった場合、役場で勝手に契約を進めることは絶対にありません。役場から所有者様に連絡し、できるだけ利用希望者様と直接会って話をしていただいた上で、契約を進めるかをご判断いただくことになります。もちろん、話をされた上でお断りされても問題ありません。
空き家情報バンク登録をきっかけに新しい移住者が増え、地域行事が復活する等、地域活性化に成功した事例もあります。

裏面もご覧ください！

4.登録したいけど、遠方に住んでいて直接登録しに行けない…

登録は電話と郵送で可能です。電話でご相談いただいた後、登録を希望される場合は、こちらから登録用紙を郵送いたします。
登録用紙に必要事項をご記入の上、まちづくり推進課へご提出ください。ご提出いただいた後に、 役場職員で物件調査を行います。物件のカギは、原則として所有者様で管理していただき、物件案内が入った際には立ち会っていただきます。しかしながら立会が難しい場合、**ご依頼いただければカギをまちづくり推進課で保管することも可能**です。
登録後の価格変更や掲載情報変更なども、内容変更届をご提出いただければ対応できます。県外在住の方の物件も数多くご登録いただき、実際に成約しています。

空き家は所有者様にとって大切な資産であることはもちろん、**地域活性化の可能性を秘めた存在**です。
空き家として寝かしておくのはもったいない！
空き家は、定期的なメンテナンスをしなければすぐに劣化し、元々の価値を大きく損なってしまいます。そうなると売却も難しくなります…
「空き家を相続した」「近々空き家になりそう･･･」そんな時は、ぜひご相談ください！

※空き家情報バンクに登録される場合は、事前にご家族でしっかり話し合いをされてからお願いいたします。

お問い合わせ

北広島町役場　まちづくり推進課　地域づくり係

TEL：0826-72-7358
Email：chiiki@town.kitahiroshima.lg.jp